

収穫体験



千葉県の香取市にあるザファームという施設で収穫体験をしてきました。

収穫したのは落花生、ピーマン、サツマイモです。子ども達は、施設のスタッフからそれぞれの野菜の特徴や収穫の仕方などを教わっていました。

落花生などが畑でどのように育っているのかを実体験を通して知ることができて、よい勉強になったと思います。私も、ピーマンは熟すと赤くなるという学びを得ました。

収穫した野菜は持って帰ることができ、帰宅後には娘が一生懸命に落花生とサツマイモの泥を落としていました。茹でた落花生が美味しかったのですが、私以外の家族は全員そうでもないとのことでした。。

出張

この前、離婚調停で立川の裁判所に行ってきました。行く前は東京のはずれだから田舎なのだろうと舐めていましたが、おしゃれな街でびっくりしました。

私は、ちょっとした出張の場合でもお土産を買って帰るようにしているのですが、立川でおしゃれスイーツを買って帰ったところ、妻と子ども達から大好評でした。

補助人、保佐人

認知症などになり判断能力が衰えると、本人に代わって本人の財産を管理する人が必要になることがあります。判断能力の衰えが著しいと裁判所に成年後見人を選任してもらい、成年後見人が本人の財産を全面的に管理することになりますが、衰えの程度が低い場合には保佐人や補助人が選任されることがあります。

保佐人や補助人の制度は、財産の管理は一応本人（や身内）が行いつつ、本人が不適切な買い物をしたような場合には、後からその購入行為を取り消してお金を取り戻すことができます。

ざっくりとしたイメージでは、判断能力の衰えが大きい場合が成年後見人、中程度の場合が保佐人、衰えが小さい場合が補助人というかんじです。

また、補助人が選任されている場合に認知症が進行したようなときは、判断能力の程度によって保佐人や成年後見人に移行することもあります。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成 13 年 早稲田大学商学部 卒業

平成 18 年 司法研修所入所

平成 19 年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成 23 年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成 28 年 取手駅前法律事務所 開設